

おおすか苑居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大須賀苑が開設するおおすか苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等（以下、「従業者」）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、介護保険法等の趣旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう、指定居宅介護支援を行う。

2 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることのないよう公正中立に行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 おおすか苑居宅介護支援事業所
(2) 所在地 掛川市大渕4325番地の1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 (常勤)

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 主任介護支援専門員 1人以上（常勤）

介護支援専門員として適正な指定居宅介護支援を提供するとともに、困難ケースの支援方法の検討など、事業所全体のケアマネジメントの質の向上に資するよう主導的な役割を果たす。

- (3) 介護支援専門員 3人以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業所との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。

- (4) 事務職員 1 人 (常勤兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(24時間連絡体制)

第6条 第5条に定める営業時間以外の時間帯は、所属の介護支援専門員に事業所の携帯電話を所持させるなどして、24時間連絡対応できる体制を確保する。ただし、担当の介護支援専門員が対応することができない場合には、管理者又は他の介護支援専門員が代わって対応する。

(内容及び手続の説明並びに同意及び契約)

第7条 事業所及び介護支援専門員は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格などの確認)

第8条 事業所は、サービス利用申込者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

(要介護認定の申請等に係る援助)

第9条 介護支援専門員は、被保険者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行うものとする。

- 2 介護支援専門員は要介護認定調査等を受けていないサービス利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるようサービス利用申込者を援助するものとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容)

第10条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
利用者からの相談場所は、事業所・相談室及び利用者自宅等とする。
- (2) 課題分析の実施
課題分析の方法としては、MDS-HC方式を用いる。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- (4) サービス担当者会議等の実施
- (5) 居宅サービス計画の確定

(6) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

(サービスの提供記録の記載、保存)

第11条 指定居宅介護支援を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定居宅介護支援について利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面等に記載する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供にかかる諸記録を整備しその完結の日から2年間保存するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、掛川市の一部（旧大須賀町）地域とする。

(利用料及びその他の費用)

第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 事業所は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 旧大須賀町地域を出てから片道概ね 10km 未満	1 0 0 円
(2) 旧大須賀町地域を出てから片道概ね 10km 以上 20km 未満	5 0 0 円
(3) 旧大須賀町地域を出てから片道概ね 20km 以上	1, 0 0 0 円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(苦情への対応)

第14条 事業所は、提供した指定居宅介護支援に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、必要な改善を行う。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、必要な改善を行い報告する。

(事故発生時の対応、損害賠償)

第15条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、顛末記録を作成し再発防止対策について協議・検討する。入・通院を要する事故の場合には、保険者である市町村に報告する。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(利用者の尊厳の保持)

第16条 事業所は、利用者の人権と尊厳の保持、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行う。

(個人情報の保護)

第17条 従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 事業所は、従業者であった者が業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、個人情報の保護に関する規程を公表するとともに、個人情報を使用する場合には、使用目的を公表する。
- 4 関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(感染症対策)

第18条 事業所は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行う。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) (1)～(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者をおく。

(その他運営についての留意事項)

第 20 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 6 回

2 介護支援専門員は、身分を証明する証票を常に携行し、利用者又は家族から求められたときは、提示する。

3 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの提供等について掲示する。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人大須賀苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 17 年 1 月 4 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日一部改正し、同日より施行する。